



健全な家庭が子供の幸福の基盤

”子供の権利条例“は、誰のために、何のために必要なのでしょうか。「権利意識を植え付け」て、虐待やいじめなどを防止して、健全育成のためと言われますが、本当に効果があるのでしょうか？権利意識の強い米国で、いじめや児童虐待が深刻な課題であることを考えても疑問です。

わが国でいじめが深刻視され始めたのは、昭和六十年前後からであり、児童虐待が増えているのも近年の傾向です。権利意識の高まりと共に、いじめや児童虐待が増えているのです。権利だけを重んじることが、利己主義や自己中心主義を増長させています。本当に必要なのは、わが国の文化の特長である、他者を思いやる心などの道徳心、自己の欲望を律する自己抑制力の涵養です。

子供が権利要求を向けるのは親や教師です。愛情が基盤である家庭、信頼が基礎である学校に権利関係をもち込めば、家庭崩壊、学校崩壊は必至です。「条例」の基となる”児童の権利条約“に強引に子供の具体的、個別的な権利条項を盛り込んだのは米国ですが、米国自身がその危険性に気付いて条約の批准を拒否し、ドイツや英国では留保をつけた上で条約を批准に、慎重に行っているのです。

児童の権利条約も家庭を尊重

権利条例の基になっているのが、国連で採択された『児童の権利条約』です。この条約の目的は、戦争や内乱、飢餓や貧困で、暴力あるいは病気などによって命の危険に晒され、毎日の食事も与えられず、学校にも行けない子供たち、誘拐されて売買されたり、兵士にされたりする子供たちを救済することです。家庭や共同体が崩壊し、親によって保護されない子供たちを救うために、条約は作られました。

その条約でも、家庭を「基礎的な集団単位」と位置づけ、「児童の成長と福祉」のため、「人格の発達のため」に大切とし、その教育的機能も重視しています。各国の政府が行う子供への支援などは、家庭を通じて行うことが原則であり、望ましいとされています。子供の健全成長、幸福は、健全な家庭、愛情と信頼関係で結ばれた親子関係こそが基盤です。家族の絆、暖かい家庭を守る政策が必要です。子供の権利条例は子供たちにとって不可欠なこの基盤を破壊する危険なものです。

権利は対立関係をもたらす

権利とは、「暴力や権力によって侵害された自己の利益を回復するための社会的に正当化された、自らの行使しうる力」と言われるように、自分の主張を実現するために相手を無理やり従わせる力です。子供の権利条例の制定を推進している人々は、権利は勝ち取るものであると位置づけています。子供の権利を侵害する可能性が大きいのは、親であり、学校や教員です。親や学校、教員と闘って権利を勝ち取れと、子供向けの解説書で奨励しています。権利関係は深刻な対立をもたらします。親子関係ほど、権利関係に馴染まないものはありません。愛情と信頼関係こそが基本であり、それを破壊しかねないのが権利条例です。

子供の権利を侵害すれば、それによって与えた損失や精神的苦痛に対して賠償をしなければなりません。従って、条例を制定して自治体が権利を保障するのであれば、最終的には、権利を侵害された子供に代わって自治体が親や学校などを相手に訴訟を行うことが必要です。こうした課題がある条例を、自治体が制定して責任をとれるのでしょうか。

欲求不満や反社会性の増大

「権利意識は子供の自己肯定感を高め、豊かに生きることができると説明しますが、自己肯定感を高めることが単純に望ましいこととは言えません。権利意識とは自己の欲望を実現しようとする意欲でもあります。欲望は自己中心的で利己的なものです。子供は本能などの欲望のままに行動するものです。自己の欲望が実現できれば、自己肯定感は高まります。しかし、欲望を完全に充足することは誰にもできませんし、多くの欲望は満たされません。そうすると、子供たちは欲求不満になり、責任を親や他人のせいにして、反社会性が高まります。

現代社会においては、権利に関する知識は必要です。しかし、いたずらに権利意識を高める事は、自己の欲望を制御、調節できない人にとっては、かえって不幸の元になります。権利を声高に叫ぶ社会よりも、相手を思いやる相互扶助、謙譲や感謝などの精神に満ちた社会を目指したいものです。